

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許終了後に、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された薬です。

- 新薬と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 開発コストが少ない分、新薬より安価です。
- 新薬と添加物が違う場合があり、新薬では起きなかった副作用が起こる可能性があります。



ジェネリック医薬品を利用していただくことは、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化といった効果が期待され、国(厚生労働省)は普及に向けた施策を進めており、本市国民健康保険においても、皆様に利用していただけるよう広報・啓発を行っています。

医師、薬剤師にご相談のうえ、ジェネリック医薬品をご利用ください。

公費負担により医療機関での自己負担支払額が軽減されている方や限度額認定証を利用し医療機関での支払額が限度額までとなっている方は、ジェネリック医薬品に切り替えても、切り替え前の支払額と変わらない場合がありますが、医療保険財政の健全化のため、ジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします。

留意していただきたいこと

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 薬代が下がっても、自己負担額が新薬の使用時と変わらない場合もあります。
- ジェネリック医薬品を取り扱っていないか、取り寄せになることもあります。
- 医師が使用を認めない場合は、切り替えることができません。



ジェネリック医薬品利用案内通知を世帯主宛に送付しています。

ジェネリック医薬品に切り替えることにより薬代の軽減額が大きい方にお知らせを送付しています。なお、症状や体質などによりジェネリック医薬品を利用できない場合がありますので、切り替えにあたっては、医師や薬剤師に相談してください。

セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること(WHOの定義)」です。

- 日ごろから積極的に自分の健康を管理する**
規則正しい生活を心がけましょう
- 日ごろから体の状態と生活習慣をチェックする**
体重・血圧の測定や、健康診断を受診するなど、自分の体と向き合い、健康管理を心がけましょう
- 「OTC医薬品※」を上手に活用する**
風邪気味など軽度の不調は、OTC医薬品を使って自分で手当てし、OTC医薬品を使っても改善しない場合は、医療機関を受診しましょう。
※OTC医薬品とは、一般の方が医師の処方箋なしに、ドラッグストアなどで購入できる医薬品
- 分からないことは専門家に相談する**
症状に合わせた的確な薬を正しく使うために、かかりつけ薬局やかかりつけ薬剤師を持ち、分からないことは相談しましょう。

これらを実施することで、健康管理の習慣が身につく、病気の発症や重症化予防に役立ちます。また、医療費の適正化にもつながります。

セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)

医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。



対象製品にはこのマークが表示されています



詳しくは左記二次元コードをご覧ください。

保健事業

保健事業

お医者さんのかかり方を見直しましょう

●お医者さんの上手なかかり方

- 1 かかりつけ医を持ちましょう。
家族の病歴などを把握したうえで、診療してもらえます。
- 2 急病になった場合を除き、時間外・休日の受診は控えましょう。
- 3 同じ薬効の薬を重複して飲んだり、たくさんの薬を飲んだりすることで、副作用が出やすくなることがあります。
かかりつけ薬局をもち、相談しましょう。
- 4 ジェネリック医薬品が使える場合があります。(P50 参照)
お医者さんや薬局に相談しましょう。



上手にお医者さんにかかれば、病気やけがが早く治るだけでなく、医療費の増加を抑えることにもつながります。

北九州市の1人当たりの医療費



医療費通知

国民健康保険に加入されている方には、医療機関等に受診された世帯全員分の医療費を掲載した「医療費通知」を年6回(2か月ごと)偶数月に各世帯に送付しています。(世帯の中に受診された方がいない場合は送付しません。)

実際にかかった保険診療の医療費の確認や、健康・医療についての関心を高めていただくことが目的です。

医療費通知に記載している受診状況を振り返り、ご自身・ご家族の今後の健康づくりにご活用ください。

〈医療費通知の記載事項〉 受診者名、診療年月、医療機関等の名称、診療区分、日数、医療費の10割の金額、自己負担額

※医療費通知に記載される自己負担額は、医療機関等での端数処理の関係上、また、公費が負担している場合等、実際の支払額と異なる額が記載されていることがあります。
内容に疑義がある場合は、住所地の区役所国保年金課へお問い合わせください。

※医療費通知は確定申告(医療費控除)に使用できます。医療費控除に関することは、税務署にお問い合わせください。

医療費通知の停止の申出について

医療費通知は**世帯主宛**に世帯全員分の内容の通知を送付しています。

通知書への記載停止を希望される方は、住所地の区役所国保年金課で医療費通知等の停止の申し出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、この申し出によって、医療費通知以外のジェネリック医薬品利用案内通知、各種給付のお知らせ(世帯主からの申請によるものを除く)等、具体的な診療内容が記載されているお知らせも停止されますので、あらかじめご了承ください。

～医療機関、薬局でもらった領収書は大切に保管しましょう～

医療機関・薬局でもらった領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類です。医療費の確認や高額療養費の申請などに必要ですので大切に保管しておきましょう。

保健事業

保健事業

はり・きゅうの施術補助について

市が指定したはり・きゅう師*から、健康増進のための施術を受けた場合は、施術料金の2分の1に相当する額について国民健康保険から補助が受けられます。施術を受けるときは、そのつど保険証と「はり・きゅう受療証」を持参してください。

	施術料金	市の補助	本人負担分	制限回数
1術 (はり又はきゅう)	3,000円	1,500円	1,500円	1人1日1回 月10回まで
2術 (はり及びきゅう)	3,300円	1,650円	1,650円	

*施術について免許を取得し、保健所等に届出を行っているはり・きゅう師の申請により市が指定します。指定されたはり・きゅう師には、市の指定書が交付されています。

*施術を受けることができる範囲は「末しょう神経疾患」又は「運動器疾患」に限られます。

●はり・きゅう受療証について

はり・きゅう施術補助を受ける場合は、月に一度は補助金請求のために署名または押印が必要です。受療証が必要な場合は住所地の区役所国保年金課で申請してください。(保険証をご持参ください。)

施術を受けた際は受療証の裏面の施術記録欄に施術師から施術日を記入してもらい、押印してもらってください。

年度 北九州市 はり、きゅう受療証	
有効期限	まで有効
受療者氏名	
生年月日	
適用保険	
事業実施者の名称及び印	北九州市 
交付年月日	
受療者の方へ	はり、きゅう施術補助により施術を受ける際は、必ずこの受療証を施術所に提示してください。 ※裏表紙に添付されている「制度のお知らせ」を守って使用してください。
施術担当者の方へ	施術を行ったときは、必ずこの証の裏面の施術記録欄に施術日を記入し、所定の押印をしてください。

制度のお知らせ

- この証では、きゅう施術補助を受けられるのは、北九州市から指定を受けた「はり師」および「きゅう師」による施術に限られます。
- 補助対象となる施術を受ける際は、本証と印かんん国民健康保険被保険者証、又は後期高齢者医療被保険者証を持参してください。
- 被保険者資格がなくなったときは、直ちに本証を北九州市に返戻してください。
- 受療者は、4月1日から翌年3月31日までにおいて、1日1回、1箇月に10回を限度として補助を受けることができます。
- 本証を受けるときは、自己負担額が必要になります。
国民健康保険 1術 1,500円、2術 1,650円
後期高齢者 1術・2術とも 1,300円
- 施術を受けることができる範囲は、「末しょう神経疾患」又は「運動器疾患」に限られます。
- 居宅診療によるはり又はきゅうの施術と本証による施術の費用はできません。
- 施術を受けたときはその都度裏面の施術記録欄に施術担当者印をもらってください。
- 本証は、施術所に預けることはできません。
- 本証は、有効期限、北九州市に提出してください。

「とびうめ@きたきゅう」について

「とびうめ@きたきゅう」は、登録した方の医療や介護サービス、健康診査等の情報が「とびうめ@きたきゅう」に参加する医療機関等で共有される仕組みです。登録することで、かかりつけ医ではない医療機関に救急搬送された時でも適切で迅速な医療を受けることができたり、退院する時も病院やかかりつけ医、ケアマネジャー等が連携してスムーズに在宅生活へ移行できたりといった利点があります。



- 「とびうめ@きたきゅう」で共有される情報
 1. 氏名・住所・生年月日・性別・緊急時の連絡先
 2. 今までにかかった医療機関名、出されたお薬などの情報
 3. 要介護度やケアマネジャーの事業所などの介護情報
 4. 特定健診(メタボ健診)などの情報
 5. その他、円滑な医療・介護サービスのために共有が必要な情報
- *一度登録された情報は基本的に自動で更新されます。

対象者は、北九州市にお住まいの方全員です。(持病の有無や、年齢による制限はありません)

費用(自己負担額)は、無料

登録申出書の受取、提出ができる場所は、各区役所の介護保険担当窓口・地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民センター、かかりつけ医、居宅介護支援事業所、各在宅医療・介護連携支援センターなど



詳細はホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 保健福祉局地域医療課 ☎093-582-2678

ジェネリック医薬品 希望カードの使い方

切り取って、保険証や処方せんと
一緒に提示しましょう。

後発医薬品

**ジェネリック医薬品
希望カード**



私はジェネリック医薬品を
希望します。

後発医薬品

**ジェネリック医薬品
希望カード**



私はジェネリック医薬品を
希望します。

ジェネリック医薬品に 切り替えたときは

服用し始めたときは、体調の変化に
注意しましょう。

generic
医師・歯科医師・薬剤師
の先生へ
ジェネリック医薬品で
お願いします。



- 変更可能であればジェネリック医薬品（後発医薬品）へ変更をお願いします。
- このカードは、保険証・診察券などと一緒にお戻しください。

氏名

generic
医師・歯科医師・薬剤師
の先生へ
ジェネリック医薬品で
お願いします。



- 変更可能であればジェネリック医薬品（後発医薬品）へ変更をお願いします。
- このカードは、保険証・診察券などと一緒にお戻しください。

氏名